

## 『後太平記』の研究

——『中古日本治乱記』との比較を中心にして——

西丸 佳子

『後太平記』はちょうどその後の争乱を記したものである。

『後太平記』は、『倭板書籍考』(元禄一五年刊) (注1)、『和漢軍書要覽』(明和七年刊) (注2)、『本朝軍記考』(注3)などに記載される近世初期の軍記である(注4)。

『後太平記』は、中之島図書館本(注5)の刊記によると、「延宝五年丁巳孟春吉日 江府新両替町四丁目 書林渡辺 善右衛門尉開板」とある。

成立は版本の跋文から、元和二年(一六一七)頃であることがわかる。それには次のようにある。

撰評曰、此書は、多々良家代々に什録を本し、竝諸家の記録を勘合、亦中比三原中納言隆景卿、関東足利の学校を被移、文白老師の門弟玄修軒白鷗洲を招寄、天下の諸事を被註、此時多々良一龍、諸家什記を抜取て、太平記書尾の断たるを綴集、其書八十卷也、其八八から貞治六年(一三六七)の争乱を取り扱つており、後元和丁巳春、多々良一吹、此書を決定し、分而為四

十二巻継て吹毛居士撰之、藏中久し、世残る（以下略）  
これより、多々良一龍が諸家の記録から八十巻にして、それを元和三年に多々良一吹が四十二巻にまとめて、吹毛居士がこれを撰して藏の中に置いていたことがわかる。最初に『後太平記』をまとめたのは多々良一龍（南宗庵）とあるが、この人物についての詳細はわからない。『後太平記』（中之島図書館本、内閣文庫本共に）（注6）の内題の下に「多々良氏南宗庵一龍編」とあり、本文第二三八話

（巻三四「大内義長門国抜落並自害之事」）に「弘治二年四月四日大内二九代の家忽ち滅びて、其名を滅亡の跡に残し、哀を一龍が記録にぞ留めける」とあり、その他多々良一龍がまとめたことが各所に記されている。この多々良一龍（南宗庵）の作品とされているものとして他に『殘太平記』『雲州軍話』がある。内閣文庫本『殘太平記』（元禄三序）によると、序に「宗庵南氏か之著此書や」とある。そして、本文には

### 卷之三 「防州鞍掛山合戦之事」

抄二曰嚴島合戦ハ後太平記ニ多々良一龍力書記ス是レ自リ大内義長周防ノ国山口ニ引退キ終ニ長門ノ府ニテ討死也所々ノ合戦後太平記ニ詳ナリ

### 卷之九 「備中國賀茂合戦之事」

抄二曰此次備中高松ノ合戦冠城日幡備前宮路蜂濱ノ合戦後太平記ニ見ヘタリ

とある。

### 『後太平記評判』の序によると、

帝都遙に去て遠山の中に多々良一龍と云者あり生涯家貧而艰辛て不熟事を恨雖然寅酉天下太平を樂て玄慧法印か跡を恋應安元年より天正壬午に至て

と、多々良一龍についての記述がある。

次に多々良一吹、吹毛居士についての詳細もわからぬが、吹毛は『後太平記評判』の撰者である。『後太平記評判』（注7）の跋文は、

愚評筆を理て客に語て曰人間の境界萬物一性にして皆以空寂の本源に帰る何者が残れる嗟可悲花に飛蝶臭に集る蜉蝣は貴賤の阻とし唯々名而已残て別に何物があり客無言人如蟻涌て一生慾路に走畢竟是何をか樂む今日暮ぬ明日亦空く去て如夢鳥辺野の路を急て空手にして飛去暫し烟も空に不住是を思へは名を留ぬ人こそ米喰虫よ爰を以多々良一龍古來隠たる武名を書て後天に挙る者乎至善に止て其功大なるやニテ討死也所々ノ合戦後太平記ニ詳ナリ

蒙竊考此書一龍所編之記録武家大祿武鑑之中有之記

故事而撰校亦紛然矣

干時延宝巳未七月十四日多々良氏吹毛居士撰之  
とある。延宝七年（一六七九）に、吹毛が『後太平記評判』  
をまとめたことがわかる。

## 一一

次に、『後太平記』と『中古日本治乱記』との関係について調査を試みた。『中古日本治乱記』とは、菊池氏によると、「豊臣秀吉の祐筆・中山山城守長俊の手になる一大歴史書である。秀吉の命により『太平記』の後を承ける形で、貞治元年（一三六一）から慶長二年（一五九七）までの「二百数十年にわたる」記述がなされた写本である。（注8）『後太平記』の取り扱っている時代が「応安元年（一三六八）から天正年間」であるから、ほぼ同時代を扱っていいる。『中古日本治乱記』には、慶長七年（一六〇二）の序、慶長十年（一六〇五）の跋文がある。これにより『中古日本治乱記』は、『後太平記』より早い成立であることがわかる。

		『後太平記』	『中古日本治乱記』
	番号	歌数	歌数（巻数）
一	八	1	
二	一七	4	
三	二七	1	
四	三五		
五	三五	33	
六	三六	1	
七	三九	2	
八	四二	1	
九	五一	1	
十	五四	1	
十一	五四	1	
十二	六八	1	
十三	六八	1	1（巻五一五）
十四	八〇	2	
十五	八〇		
十六	八八	1	
十七	一〇一	1	
十八	一〇四	1	
十九	一一一	1	
二十	一一三	1	
二十一	二	35	
二十二	22		（巻九一一四）

し番号を付けたものである。

一一九	一一一	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	
二	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	2	1
二五八	2	1	(卷四九一六)	1	1	(卷四八一七)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二五九	2	1	(卷四九一六)	1	1	(卷四八一九)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

計(首)	144	1	1	5	1	2	1	1	5	1	5	1	2	1	3
65		1	(卷五六一六)												

『後太平記』には一四四首の歌があり、『中古日本治乱記』(二五二首)の歌(注10)と重なるものが六五首ある。『後太平記』(卷十六)一〇四話「為富士御詠覽駿州御下向之事」の富士山の歌を詠んでいるところでは、三五首の歌があるが、その中で二二二首が『中古日本治乱記』と同じである。その他の一三首は『中古日本治乱記』以外のものからあるうと思われる。歌は、漢字の表記が違うもの、歌の語の一部が違うものがあるが、ほぼ同じものが多いといえる。歌の配列もほぼ同じである。富士山の歌に閲し

では『今川記』第三「一 永享四壬子年九月十日。公方義教公駿河国富士山御覧の為。京都より御下向（以下略）にも同じ歌がある。『今川記』の成立が天文二二年（一五五三）（注II）であるから関連があるのかもしれない。『今川記』には連歌も合わせて、五六首の歌があり、そのうち三四首が『後太平記』と同じ歌である。これは『後太平記』にある富士山三五首の歌のほぼ全てであるといえる。歌は『中古日本治乱記』同様に、漢字の表記が違うもの、歌の語の一部が違うものもある。そして、歌の順序が違うものが多数ある。

### 三

次に、『中古日本治乱記』と『後太平記』の本文を比較すると、次の表のような対応関係となる。

	『後』	『中古』	『後』	『中古』
一			二	
三	卷一―八		四	卷一―三
五			六	卷一―六

	『後』	『中古』	『後』	『中古』	『後』	『中古』	『後』	『中古』
	七	卷一―七			八	卷一―九		
					九		一〇	
					一		一一	
					一		一二	
					一三		一四	
					一五	卷一―九	一六	卷一―〇
					一七	卷一―一〇	一八	卷一―一
					一九	卷一―一二	二〇	卷一―一三
					二一		二一	
					二二		二二	
					二三		二三	
					二五		二五	
					二七		二七	
					二九		二九	
					三一		三一	
					三三		三二	
					三五		三二	
					三七	卷一―六	三〇	卷一―四
					三九		三八	
					四一	卷一―一四	三九	卷一―一五
					四三	卷一―一六	四〇	卷一―一三
					四五	卷三一―一・二	四一	
					四六	卷一―一六	四二	

八五	八三	八一	七九	七七	七五	七三	七一	六九	六七	六五	六三	六一	卷五—一	卷五—二	卷五—三·四	卷五—五	卷五—六	卷五—七	卷五—八	卷三—五
八六	八四	八二	八〇	七八	七六	七四	七二	七〇	六八	六六	六四	六二	六〇	卷四—一	卷四—二·三	卷四—三	卷四—九	卷三—一	卷三—二	『中古』
																			『後』	

一三五	一三三	一二一	一九	一七	一五	一三	一一	一〇九	一〇七	一〇五	一〇三	九九	九七	九五	九三	九一	八九	八七	『後』	
卷一四一一	卷一三一八	卷一三一三	卷一三一七	卷一二一四	卷一二一五	卷一二一六	卷一二一七	卷一二一八	卷一二一九	卷一二一三	卷一二一二	卷一二一一	卷八一〇·一	卷八一〇·二	卷八一〇·三	卷八一〇·四	卷八一〇·五	卷八一〇·六	卷八一〇·七	『中古』
一二六	一二四	一二二	一二〇	一一八	一一六	一一四	一一二	一一〇	一一八	一一六	一一四	一一二	卷一〇一九	卷九一八·二	卷九一七	卷九一六	卷九一五	卷九一四	卷九一三	『後』
																			『中古』	

『後』	『中古』	『後』	『中古』
一一七	卷一四一四	一二八	
一二九	卷一四一五	一三〇	卷一四一九
一三一	卷二四一一三	一三二	
一三三		一三四	
一三五		一三六	
一三七		一三八	
一三九	卷一五一八	一四〇	卷一四一一五
一四一	卷一五二一四	一四二	卷一五一九
一四三	卷一六一八	一四四	卷一六一九
一四五	卷一七一五	一四六	卷一七一一一
一四七		一四八	卷一七一三
一四九		一五〇	卷一七一六
一五一		一五二	卷一七一八
一五三	卷一七一九	一五四	卷一八一二
一五五	卷一七一一一	一五六	卷一八一二三
一五七	卷一八一五	一五八	卷一八一二六
一五九	卷一八一三	一六〇	卷一八一二七
一六一	卷一八一一〇	一六二	卷一八一一二
一六三	卷一八一一一	一六四	卷二八一九一
一六五	卷一八一一三	一六六	
卷一八一一三			

『後』	『中古』	『後』	『中古』
一六七	卷一九一二	一六八	卷一九一五
一六九	卷一九一九一	一七〇	卷一九一一二
一七一	卷一九一一二	一七二	
一七三	卷一九一一七	一七四	
一七五	卷一九一一五	一七六	
一七七	卷二〇一七	一七八	
一七九	卷二二一三	一八〇	
一八一	卷二二一四	一八二	
一八三	卷二二一七	一八三	
一八五	卷二三一七	一八四	
一八七	卷二三一八	一八五	
一八九	卷二三一九	一八六	
一九一	卷二七一一〇	一九〇	
一九三	卷二八一一〇	一九一	
一九五	卷二九一三	一九二	
一九七		一九三	
一九九		一九四	
二〇一		一九六	卷二八一一一
二〇三		一九八	卷二八一一二
二〇五		二〇〇	卷二八一一三
卷三一一六	卷三一一四	二〇二	卷三一一五
卷三一一六	卷三一一二	二〇四	卷三一一一
二〇六	二〇四	二〇六	卷三一一九
卷三一一一	卷三一一五	二〇七	

『後』	『中古』	『後』	『中古』	『後』
二〇七	卷三一一二	二〇八	卷三三四四	二四七
二〇九	卷三四一一〇	二一〇	卷三四一一一	二四九
二一一	卷三五一·二·四	二一一		二五一
二一三	卷三五一一五	二一四	卷三五六一六	二五〇
二一五	卷三五一一七	二一六	卷三五一一八	卷四四一一
二一七	卷三五一一九	二一八	卷三五一一〇	卷四三一八
二一九	卷三六一一一	二一〇	卷三六一二	二四八
二二一	卷三六一一二	二二三	卷三六一四	卷四三一七
二二三	卷三七一一一	二二四	卷三七一二	卷四四一二
二二五	卷三七一六	二二六	卷三七一七	二五四
二二七	卷三七一八	二二八	卷三七一八	二五三
二二九	卷三八一二	二三〇	卷三八一三	二五五
二三一	卷三八一四	二三二	卷三八一四	二五七
二三三	卷三八一五	二三四	卷三八一六	二五九
二三五	卷三八一七	二三六	卷三八一八	二五七
二三七	卷三八一八	二三八	卷三八一九	卷四四一三
二三九	卷三九一一〇	二四〇		二五四
二四一	卷四一一一	二四二	卷四一一二	卷四四一三
二四五	卷四一一二	二四四	卷四一一四	二五六
卷四三一五		卷四三一四		卷四八一七
二四六				卷四九一四

『後』	『中古』	『後』	『中古』	『後』
二六一	卷四九一六	二六〇	卷四九一七	二八五
二六三	卷五一一一	二六二	卷五一一二	二四四
二六五	卷五一一二	二六六	卷五一一三	二三九
二六七	卷五一一四	二六八	卷五一一五	二三一
二六九	卷五一一六	二七〇	卷五一一一	二三三
二七一	卷五一一二	二七二	卷五一一三	二三五
二七三	卷五一一四	二七四	卷五一一五	二三七
二七五		二七六	卷五一一六	二三九
二七七			卷五一一七	二四一
二七九	卷五一一六	二七八	卷五一一九	二四五
二八一	卷五一一三	二八〇	卷五四一一二	二四三
二八三	卷五一一八	二八二	卷五一一九	二四一
卷五二一一〇				二四三
二八六				二四一
卷五二一一一				二四一
卷五二一一九				二四一
卷五二一一一				二四一

『後』	『中古』	『後』	『中古』
二八七	卷五一一一一	二八八	卷五一一一三
二八九	卷五三一一	二九〇	卷五五一
二九一		二九二	卷五五四
二九三		二九四	卷五五五
二九五	卷五五六六	二九六	卷五五七
二九七	卷五五八	二九八	卷五六一
二九九	卷五六一二	三〇〇	卷五六一三
三〇一	卷五六一四	三〇一	卷五六一五
三〇三	卷五六一九	三〇四	卷五九一六
三〇五	卷五六一六	三〇六	卷六〇一四
三〇七	卷六〇一五	三〇八	卷六〇一六

『後太平記』の全三〇八話のうち一二〇話が、『中古日本治乱記』と同じ話であることがわかつた。具体的には、題名がまったく同じであつたり、題名は違うものの内容的にはほぼ同じであつたりする。日付が同じで同じ戦いについて書かれてあつても『中古日本治乱記』と『後太平記』で書かれたの違うものもある。話によつては、同じ戦いの場面で人物名の列挙の部分が酷似しているが、戦

いについての記述が全く違うものもある。そして、『中古日本治乱記』の話の順序と『後太平記』の順序が多少前後するものもあるが、よく似ていると言える。この表からもわかるように、『後太平記』の後半部分に進むほど『中古日本治乱記』との対応度が高いことがよくわかる。全体的に考察すると、その本文の類似状態から『後太平記』が『中古日本治乱記』を利用して書いた可能性は大である。

#### 四

次に、具体的に例を挙げて、本文を比較してみる。(一)に挙げた例は著しく内容の似ているものである。

中古日本治乱記	後太平記
卷二九一三 星野常陸介蜂起事	卷二八（一九五） 星野常陸介蜂起事
天文元年正月筑後國の早馬京着して將軍家へ申しけるは星野常陸介親忠逆心して挙旗隣	天文元年正月筑後國より早馬來つて、星野常陸介親忠逆心の旗を挙げ、隣国を駆催し、

國を駆催其勢三千余兵筑後国

生葉の郡に城を構へて楯籠り  
國中を犯掠早く討手を被下す  
んば九国は大略渠が為に可被  
傾とぞ注進しける九州にも不  
限諸国何れか不乱所なし去と  
も京都の騒動だに御力不及上  
は誰を可差向とも御思慮更に  
なかりしか急度被思食出ける  
は幸に鎮西の探題大内介義隆  
に此趣を可被仰下とて則御教  
書を被下けり依之義隆山陽西  
海道へ触廻し時を不延長門國  
赤間関に陣を取先軍兵を差向  
けり早討立人々には島津薩摩  
守貴久修理大夫義久大友備  
前守親治宇喜田和泉守直家浦  
上七郎兵衛尉宗景草薙三郎左  
衛門尉親信毛利治部少輔太郎  
弘元子息右馬頭元就小笠原彈  
正少弼長雄吉見參河守正頼宗

其勢三千余騎、筑後国生葉郡

に里城を構へ楯籠り、國中を  
侵し掠むる由注脱す、諸国何  
れか乱れざる所なしと雖も、  
京都の制和及ばざる上は誰を  
むけらるべし共軍慮の御謀も  
なかりしが、幸に鎮西の探題  
大内部卿義隆へ此旨を仰せ  
下さるべしとて、則ち御教書  
を風けられたり、これに因て  
義隆山陽西海道へ触廻し、時  
を延べず、長門国赤間関に陣  
を取り、先づ軍勢を向けられ  
ける、早打立つ人々には、島  
津修理大夫義久、大友左衛門  
督義統、天草彈正左衛門尉行  
盛、浮田和泉守直家、浦上七  
郎兵衛尉宗景、草薙三郎左衛  
門尉親信毛利治部少輔太郎  
小笠原彈正少弼長雄、吉見三

像大宮司掃部入道小早川美作

守景平平賀木ゆ頭隆宗宍戸安  
芸守元源江田尾張守同一旗祝  
司甲斐守山内大和守栗原左衛  
門尉和智豈後守梨羽中務太輔  
小泉与市郎福屋越中守佐渡常  
陸介麻生式部少輔千手秋月都  
合其勢五万二千六百余兵筑後  
國に駆向ひ閏正月二十六日生  
葉郡の里城を百重千重に取囲  
四面八方より諍ひ攻終日犯動  
事隣山崩か如要害不堅勢は  
僅に三千余騎一日も堪べから  
ず討は則碎攻は忽落んと城兵  
見侮撃をも不突貫具足をも不  
用意吾先に城に入分捕高名し  
て歎功の賞に預らんと揉たり  
けり去とも城兵心を一にして  
矢を放し鎧を交へ散々に戦を  
依て奇手に手負死人（以下略）

河守正頼、宗像大宮司掃部入

道、小早川美作守景平、平賀  
木工頭隆宗、宍戸安芸守元源  
偏後國の住人江田尾張守、同  
一族祝司甲斐守、山内大和守、  
栗原左衛門尉、和智豈後守、  
梨羽中務太輔、小泉与市郎、  
石州の住人福屋越中守、佐渡  
常陸介、筑前の住人麻生式部  
少輔、千手、秋月、都合其勢  
十万餘騎馳せ風きしかば、縱  
ひ異國の蒙古が億万騎龍る城  
なり共、一刻に攻め落すべし  
とて、閏正月十六日に四面八  
角より攻寄せ、終日犯し動す  
こと、隣山崩を崩し、金翅鳥  
が大地を震ふが如し、斯程の  
少敵、殊更城は堅からず、勢  
は僅三千余騎、一日にも攻め  
落すべき者なりしを（以下略）

この「星野常陸介蜂起事」と題名が同じであり、内容的にも類似性が認められる。『後太平記』は『中古日本治乱記』の記述を省略したり、あるいは修飾する言葉を加えたりしているに過ぎない、と言える。

そして、次に『中古日本治乱記』の中国の史話を引用している例を挙げる。

中古日本治乱記
卷五二一八 尼子勝久兵糧尽る 付 吳陸杭將軍之事 (前略) 幸盛聞て仰は去ること
卷四〇 (二八三) 尼子勝久兵糧盡事 附 吳陸杭將軍之事 (前略) 幸盛聞いて、さ程の
にて候へとも聲を以て可申昔 與の孫皓が将に陸杭將軍と云 ふは與丞相陸孫が二男にて數 智神武にして軍に勝こと度々 なり其比晉の國平南將軍羊祐

という正兵仁義の良将あり南  
夏と云所を城郭とし仁徳を行  
しかば石城より西の方は平南  
將軍に驛隨ひ晉大に盛になり  
與國既に傾んとす国人羊祐を  
尊崇して其名を直に呼ことを  
恐れて羊公將軍と号不及一戦  
只徳風を以て與國軍兵多く以  
て從へり(略)

方平南將軍に驛隨ひ、晉大  
に盛なり、與國已に傾んとす  
国人羊祐を尊崇して其名を直  
に呼ぶ事を恐れ、敬ひて羊公  
將軍號く、一戦にも及ばず唯  
徳風を以て與を隨へける(略)

この話は、明の長編歴史小説である『三國志演義』(注12)の第百二十回と同じ内容である。このような本文の利用状態からも『後太平記』は『中古日本治乱記』を見ながら書いたものであろうことがわかる。特に『後太平記』は漢籍を参考にして書いたであろう部分に関しては、『中古日本治乱記』をそのまま引用する傾向にある。

## 五

（ペリカン社）による。

（注5）『後太平記』は中之島図書館本による。

（注6）『後太平記』は内閣文庫本 a（刊記、跋文有）、b（刊記、跋文無）による。

（注7）『後太平記評判』は国会図書館本による。

（注8）菊池真一氏「中古日本治乱記」所載歌一覽及び各句索引「『近世初期文芸第八号』平成三年十一月」による。

（注9）『後太平記』の本文は、「通俗日本全史第六卷」（大正二年一月）・「通俗日本全史第七卷」（大正二年三月、早稲田大学出版部）、「中古日本治乱記」は内閣文庫本を使用。

（注10）（注8）と同じ。

（注11）『今川記』は「続群書類從 第二十一 上」の本文を使用。

（注12）『三国志演義』は「三国志演義下」（昭和四十三年三月、平凡社）を参照。

（注1）『倭板書籍考』は『日本書目大成3』（昭和五四年四月、汲古閣院）による。

（注2）『和漢軍書要覽』は菊池真一氏「和漢軍書要覽」（翻刻・索引）（近世文学論報）一九九三年六月、和泉書院）による。

（注3）『本朝軍記考』は『日本書目大成4』（昭和五四年五月、汲古閣院）による。

（注4）濱田啓介氏「仮作軍記の方法」（近世小説・書名と様式に関する私見）一九九三年十一月、京都大学学術出版会、坂垣俊一氏「近世仮作軍記と魔界の論理『後太平記』の歴史叙述」

『見えない世界の文学誌—江戸文学考究—』一九九四年三月、